

令和 6 年 1 0 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）
開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 0 時 1 5 分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
○ 9 月 定例会議事録承認
○ 教育長報告
○ 議案第 2 5 号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、鮫島教育部次長、杉江教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、上杉学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、川瀬生涯学習課長、大南幼保支援課長、河井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
（1）一般傍聴者 0 人 （2）市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が10月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

9月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第25号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○大南幼保支援課長 市立幼稚園では、子育て支援の一環として一時預かり事業を実施しているが、就労している保護者は増加しており、特に、特別一時預かり事業の利用割合は、令和2年7月に約17%であったものが令和6年7月には約30%に上昇し、増加が顕著である。これらを踏まえ、預かり時間を拡充する。

通常一時預かり事業のうち、保育の必要性の認定を受けた者については、午前8時30分から午前9時までの30分及び午後5時から午後5時30分までの30分を新たに預かり時間として設ける。また、特別一時預かり事業については、現在午前9時から午後5時までの8時間であるところ、午前8時30分から午後5時30分までの9時間の実施とする。

本日議決をいただければ、来月から案内し、ホームページでも周知をしていく。

【質疑】

○田村委員 別表の通常一時預かり事業において、休業日は午前又は午後の半日の実施となっているが、1日の実施ではないのか。

○河井幼児教育指導監 別表の通常一時預かり事業の中の休業日は、イレギュラーな休業日を指しており、その扱いを定めている。夏季休業等の長期休業中にあっては、特別一時預かり事業の適用となり、1日預かりを実施している。

○関委員 今回拡充する部分において、「教育長が特に認めたもの」という規定になっているが、どのような要件になるのか。

○河井幼児教育指導監 月64時間以上の就労、介護、妊娠出産等、保育所の認定と同じような要件である。

○田村委員 預かり時間が午後5時30分までに延長されると、子どもたちのお腹がすくということも考えられる。保育園はおやつの時間があると思うが、幼稚園ではどうなのか。

○河井幼児教育指導監 園でのおやつの提供はしていないが、各ご家庭から持参いただいたおやつを食べる時間を設けている。

【採決】 可決

閉会 教育長が10月定例会の閉会を宣言